



子育て世帯への各種給付金のお知らせ

このたび、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。」と決められました。

なお、利根町では10万円を現金一括で給付いたします。

▼給付対象児童
①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)の児童
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童

▼給付対象者 給付対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方(児童手当(本則給付)を受給者又はそれにあたる方)

▼給付額 対象児童1人あたり10万円

▼申請期限 令和4年3月31日(木)

※令和4年3月17日以降に出生した児童を養育する方は、出生の翌日から15日以内まで

▼受給手続
・児童手当(本則給付)の受給者(きょうだいの高校生含む)には、児童手当を受給している口座へ12月22日に振り込みました。
・高校生のみ養育する保護者、令和3年12月以降に生まれた子どもの保護者、公務員の方は、申請が必要です。
・申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、子育て支援課へ申請してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。
<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004752.html>



子育て世帯への臨時特別給付金について

▼支給対象者
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

▼給付額 児童1人あたり一律5万円

▼申請期限 令和4年2月28日(月)

▼受給手続
①に該当する方には、児童扶養手当を支給している口座に4月下旬に振り込みました。
②、③に該当する方は、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、子育て支援課へ申請してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。申請書の様式もダウンロードできます。
<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004408.html>



ひとり親世帯分(国の給付金)

▼支給対象者
次の①、②の両方に当てはまる方
①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など
※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。
②令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▼給付額 児童1人あたり一律5万円

▼申請期限 令和4年2月28日(月)

▼受給手続
令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
・**申請は不要**です。
・児童手当を受給している口座に7月下旬に振り込みました。
●右記以外の方(例 高校生のみ養育している方、収入が急変した方)
・**申請が必要**です。
・申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、子育て支援課へ申請してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。申請書の様式もダウンロードできます。
<http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004495.html>

※給付金は重複して受け取ることはできません。



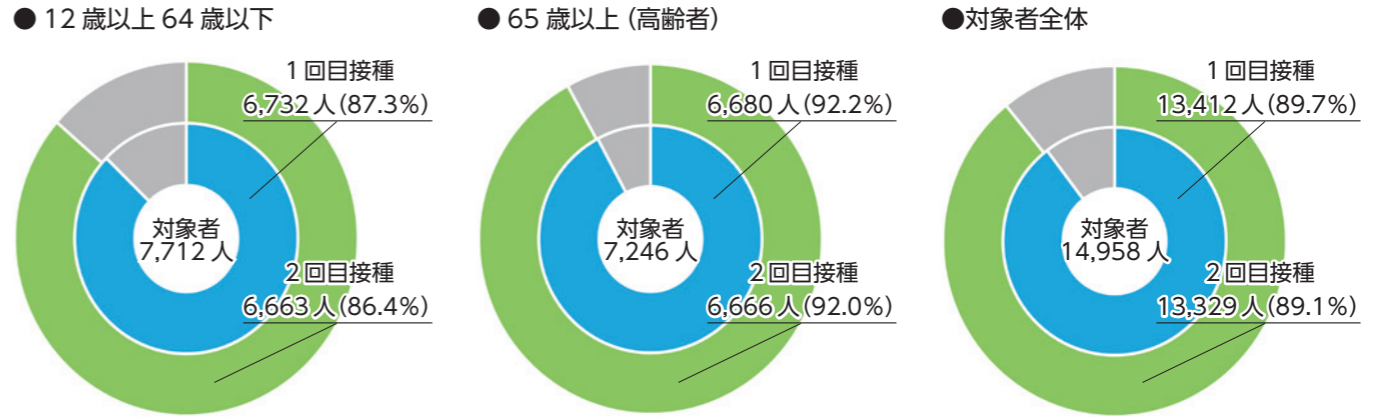
次ページにつづく

接種費用
無料
(全額公費)



新型コロナワクチン接種について

▶新型コロナワクチン1・2回目接種状況(令和3年12月28日現在)



▶新型コロナワクチンの3回目接種について

新型コロナウイルスワクチンは、感染予防効果などについて時間の経過に伴い徐々に低下することがさまざまな研究結果などより示唆されていることから、追加接種を実施するものです。

- 追加接種対象者** 初回接種(1回目・2回目)を受けた18歳以上の方
- 接種券発送時期** 初回接種完了後7カ月以上経過した方に対して順次発送しています。
(予約の集中を避けるため、2回目接種月に応じて、**月2回程度に分けて順次発送**)

発送対象者(2回目の接種が完了した日で分けています)	発送日
R3年5月31日~6月10日	R4年1月20日発送
R3年6月11日~6月20日	R4年1月25日発送
R3年6月21日~6月30日	R4年1月28日発送
R3年7月1日~7月14日	R4年2月10日頃予定
R3年7月15日~7月29日	R4年2月下旬予定
R3年7月30日~8月13日	R4年3月上旬予定
R3年8月14日~8月28日	R4年3月下旬予定

国からのワクチンの供給量に応じ、順次発送します。

※先行接種を受けた医療従事者などに対しては、すでに追加接種のご案内をしています。

ワクチンの供給量に応じて、接種券の発送時期および接種時期などが変更となる場合があります。変更の際には、利根町行政アプリや情報メール一斉配信サービスなどでお知らせしますので、積極的な登録をお願いします。



▲利根町行政アプリ



▲情報メール一斉配信サービス
空メール送信用

【注意】

- 利根町に転入される前に2回目接種を済ませている方は、利根町保健福祉センターへ申請が必要です。
- 医療機関への入院患者や町外施設入所者などで接種券発送前に接種券が必要になる方は、利根町保健福祉センターまでご連絡ください。
- 予約方法** ※接種券が届いてからの予約になりますので、**ご注意ください**。
電話予約(午前9時~午後5時/土・日曜日、祝日は除く) または **Web予約**
※詳細は、接種券に同封する案内によりご確認ください。
- 使用するワクチン**(令和4年1月6日現在)
ファイザー社ワクチン または **武田/モデルナ社ワクチン**
(接種量は、ファイザー社は初回接種と同量、武田/モデルナ社は半量)
- ※追加接種においては、初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン(ファイザー社、武田/モデルナ社)を用いることが適当であるとされています。(厚生労働省 新型コロナワクチンQ&Aより)
- ▶**問い合わせ先** 利根町保健福祉センター ☎68-8291